

※別紙「マイナンバー（個人番号）記入用紙」の提出が必要となります。

受付印
受付:

東村山市子育てのための  
施設等利用給付認定申請書

4

【新規申請】  
R4.4.1～  
R5.3.31

市職員処理欄			
--------	--	--	--

(宛先)東村山市長 [令和 年 月 日 申請]  
裏面同意事項に同意の上、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づく施設等利用給付に係る認定の申請を行います。

現住所	〒 _____	電話	
		自宅	— —
令和3年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市外の場合区市町村名 _____ )	携帯(父・母)	— —
令和4年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市外の場合区市町村名 _____ )	携帯(父・母)	— —

フリガナ		生年月日	年齢	利用(予定)施設名
申請児童氏名	令和 平成 昭和	年 月 日	R4.4.1時点	市外圏は区市町村名 認定希望日(施設等利用開始(予定)日) 令和 年 月 日
			歳	
課税確認	<input type="checkbox"/> 非課税等	申請児童が0～2歳児(満3歳児)クラスを利用する予定があり、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯等に該当する場合は、左の□に✓を付け、下記の書類のいずれかをご持参ください。		

a.生活保護受給証明書 b.当該年度分非課税証明書 c.収入申告書その他非課税であることが証明できるもの

申請児童と同居している家族構成(父母に関しては別居中の人も含め記入してください。)

続柄	氏名	生年月日	職業	障害・療育手帳
			児童は学校名・園名等	
保護者1 (続柄) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> ( )		平成 昭和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり
保護者2 (続柄) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 不存在		平成 昭和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり
		令和 平成 昭和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり
		令和 平成 昭和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり
		令和 平成 昭和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり

認定種別 (いずれかに ✓を付けてくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 第1号 認定希望日時時点で満3歳以上の子どもであり、預かり保育等を利用せず幼稚園の教育部分のみ利用する場合	
	<input type="checkbox"/> 第2号 認定希望日時時点で3～5歳児クラスの子ども	保護者の労働又は疾病等の理由により、家庭において必要な保育を受けるのが困難な場合
	<input type="checkbox"/> 第3号 認定希望日時時点で0～2歳児(満3歳児)クラスの子どもであり、市町村民税が非課税の世帯	

※認定種別の詳細につきましては、裏面【認定区分について】をご参照ください。

第2号 第3号に✓をした場合

保育を必要とする理由 (保護者1人につき1カ所に✓を付け、必要書類(裏面参照)を添付してください)

保護者1	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )
保護者2	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )

以下、該当する方はアンケートにご協力下さい。

保育所等の利用申込み等を行わなかった理由 (保育所等の利用申請を行っていない場合、いずれかに✓をしてください)

<input type="checkbox"/> 既に利用している認可外保育施設や幼稚園を継続して利用するため
<input type="checkbox"/> 保育所等の利用時間帯が希望と合わないため
<input type="checkbox"/> 保育所等が自宅や職場から遠いなど希望と合わないため
<input type="checkbox"/> その他( )

必ず裏面も確認してください。

**【申請に際して同意していただく事項】**

- 1、認定の審査及び生計を一にする家族の市町村民税課税状況や世帯状況等の確認にあたって、提出された資料(証明)の作成元又は官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることに同意します。
- 2、申請書等の内容は、給付、認定、支給その他施設における費用の徴収に関する情報として、施設又は事業者に提供する場合がございます。
- 3、施設等利用費は、保護者に代わり利用する施設又は事業者が受領する場合がございます。
- 4、認定事務が集中し、審査等に日時を要する場合は、申請日に関わらず、最長で利用開始日の前日まで審査結果のお知らせを延期することがあります。
- 5、申請内容に変更があった場合は、速やかに内容の変更を市に申請する必要があります。
- 6、申請内容が事実と相違した場合は、認定を取消す場合がございます。
- 7、この申請は利用料の無償化に係る申請です。保育所等の利用申込みは別途必要です。
- 8、申請児童の保育の必要性が確認出来ない場合、又は保育の必要性がなくなった場合は、「第1号認定」の区分として認定する場合がございます。

**【認定区分について】**

第1号	認定希望日時時点で満3歳以上であり、家庭において必要な保育を受けるのが困難ではなく、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない施設)の施設等利用給付認定を希望(幼稚園の預かり保育は利用しない)する場合。
第2号	認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している児童(3~5歳児クラス)であり、保育の必要性をみたす保護者の労働又は疾病等の理由により、幼稚園・認定こども園における預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て支援事業(ファミリー・サポート・センター等)の利用を希望する場合
第3号	認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(0~2歳児クラス)かつ市町村民税が非課税の世帯であり、保育の必要性をみたす保護者の労働又は疾病等の理由により、幼稚園・認定こども園における預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て支援事業(ファミリー・サポート・センター等)の利用を希望する場合

**【保育を必要とする理由(認定事由の種類・条件と必要書類)】** ◎所定の様式あり ○任意の書式で提出可

認定事由 (いずれか1つ選択)	必要条件	必要書類 (所定の様式は市ホームページや保育幼稚園課窓口で配布)
就労 就労内定	月48時間以上(実働時間、休憩時間、通勤時間含む)かつ月12日以上就労をしていること	◎就労証明書 <自営業の方>就労証明書に併せて、開業届、業務委託契約書、確定申告書等の自営業として証明できる書類の写し
妊娠・出産 (産後2ヶ月末までの認定)	妊娠または出産の確認ができること	○母子手帳の出産予定日記載のページの写し
疾病・障害	障害・精神福祉・療育手帳のいずれかの取得又は診断書により保育が必要であることが確認できること	◎診断書 ○障害・精神福祉・療育手帳の写し ※いずれかの書類が必要になります。
介護・看護	介護・看護により保育が必要であることが確認できること	◎介護・看護状況申告書 ○被介護・看護者の診断書または各種手帳の写しまたは訪問調査票の写し ※申告書と被介護・看護者の状況が分かる書類両方が必要になります。
災害復旧	地震・風水害・火災等の災害を被り、復旧にあたっていること	○罹災証明書等
求職活動 (3ヶ月以内の就労が必要)	求職活動を行っていること	◎求職活動申告書及び活動報告書
就学	学校、専修学校、各種学校または職業訓練校等で月12日以上月48時間以上就学していること	○在学証明書または合格通知の写し ○授業時間が確認できる時間割・カリキュラムの写し等
育児休業	育児休業取得時に既に在園しており、下の子の育児休業中でも継続して保育施設等を利用することが必要であると認められること。	◎就労証明書
その他	上記に類する状態にあり、市長が認めた場合	

**【ひとり親世帯の方】** 保育を必要とする事由の書類に加え、以下の書類が必要になります。

死亡、離婚等により現在ひとり親の場合	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、児童扶養手当の受給証明、離婚届の受理証明書等のいずれかの書類の写し
現在離婚調停中で、父母別居の場合	裁判所の呼び出し状の写し等の調停中であることが確認できる書類の写し